

競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について

昭和48年4月2日 局総第112号
各部長、各種委員会事務局長、
議会事務局長、各部局長、各
地方部局長あて 出納局長

〔沿革〕 昭和53年7月7日局総第343号、54年6月15日第298号、55年1月22日第78号、58年4月1日第158号、60年4月1日第132号、61年10月15日第591号、63年5月18日第99号、平成元年3月31日第166号、3年1月7日第520号、4年9月11日第460号、11月4日第559号、5年2月15日第743号、6年12月16日第513号、8年3月6日第691号、12月20日第638号、9年7月15日第316号、10年2月18日第740号、12月18日第665号、12年1月28日第574号、12月21日第598号、13年11月20日第538号改正

道が発注する工事、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務について競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和48年4月2日局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について」）が定められたところですが、今般同要綱第11の規定に基づき、この事務の取扱細目について別添「競争入札参加資格関係事務取扱要領」のとおり定めたので、次の事項に留意のうえ、事務処理上遺憾のないようにしてください。

記

- 1 要領中第2の5「工事施行成績の評定」は、昭和48年1月1日以降において完成する建設工事について適用するものとする。
- 2 要綱及び要領と競合する従前の定めは、要綱及びこの要領の施行により失効するものとする。

（総務課企画係）

競争入札参加資格関係事務取扱要領

第1 目的

この要領は、競争入札参加資格関係事務処理要綱（以下「要綱」という。）第11の規定に基づき、道が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 資格審査等

1 資格審査の申請等

- (1) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第143条第1項（財務規則第159条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）によらせるものとする。
- (2) 前号の申請書には、別表第1に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 第1号の申請は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に関し、中欄に掲げる資格の種類ごとに、右欄に掲げる提出先に申請書類を提出することにより行わせるものとする。

契約の種類	資格の種類	申請書類の提出先		
		随時申請の場合	定期申請の場合	
			主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	建設部建設管理 室建設情報課	建設部建設管理 室建設情報課	主たる営業所の所 在地を所管する支 庁の総務部会計課
舗装工事の請負契約	舗装工事			
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事			
建築工事の請負契約	建築工事			
電気工事の請負契約	電気工事			
管工事の請負契約	管工事			
塗装工事の請負契約	塗装工事			
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事			
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事			
造園工事の請負契約	造園工事			
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計			
建築物の設計の委託契約	建築物の設計			
地質調査の委託契約	地質調査			
技術資料作成の委託契約	技術資料作成			
測量の委託契約	測量			
道路清掃の委託契約	道路清掃	農政部事業調整課		
農業土木工事の請負契約	農業土木工事			
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産林務部総務課		
森林土木工事の請負契約	森林土木工事			
造林の請負契約	造林			
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	出納局物品管理課	出納局物品管理課	
物品の購入契約	物品の購入			
電子計算機又は自動車の賃 貸借契約	物品の賃貸借			
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	総務部管財課	総務部管財課	主たる営業所の所 在地を所管する支
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課	
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備			

庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検			庁の総務部総務課
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	総合企画部情報政策課	総合企画部情報政策課	総合企画部情報政策課
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
船舶の修理の請負契約				
林産物の売払い契約	林産物の売払い	水産林務部道有林管理室経営管理課	水産林務部総務課	道有林管理センター
林産物製品生産契約	林産物製品生産			
林産加工製品の売払い契約	林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場
物件(印刷物を除く。以下同じ。)の製造の請負契約	物件の製造	関係部関係課	関係部関係課	関係部関係課

- 注1 申請書類（印刷物の製造、物品の購入、物品の賃貸借又はボイラー等運転操作に係るものを除く。）の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）については、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出させること。
- 2 印刷物の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものについては、申請書類を出納局物品管理課に提出させること。
- 3 ボイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものについては、申請書類を総務部管財課に提出させること。
- 4 庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものについては、申請書類を総務部総務課に提出させること。
- (4) 財務規則第143条第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項及び添付書類を確認の上、これを受理し、競争入札参加資格審査申請書受理簿（別記第8号様式）に登載するものとする。
- (5) 支庁長、道有林管理センター署長及び林産試験場長は、申請書を受理したときは、速やかに、競争入札参加資格審査申請書受理簿の写しに当該申請書を添えて第2項第1号の表中右欄に掲げる審査担当部長等に送付するものとする。

2 資格審査

- (1) 資格の審査は、資格の種類ごとに、次の表の区分に従い行うものとする。

資 格 の 種 類	審査担当部長等
一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃	建設部長
農業土木工事	農政部長
水産土木工事、森林土木工事、造林、船舶の建造又は修理、林産物の売払い、林産物製品生産、林産加工製品の売払い	水産林務部長
印刷物の製造、物品の購入、物品の賃貸借	出納局長
ボイラー等運転操作、庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検	総務部長
情報システムの開発	総合企画部長
物件の製造	関係部長

- (2) 審査担当部長等は、申請書を受理したときは、速やかに、当該申請につき別表第2の競争入札参加資格審査方法書に基づき当該申請者の資格を審査し、決定するものとする。この場合において、審査担当部長等は、当該申請の内容が一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格に関するものであるときは、別に定めるところにより、当該申請者の格付について併せて決定するものとする。

3 審査結果の通知等

- (1) 財務規則第143条第2項(財務規則第159条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく審査結果の通知は、競争入札参加資格審査結果通知書(別記第10号様式)によるものとする。
- (2) 財務規則第143条第2項の規定に基づく資格を有する者(以下「資格者」という。)の名簿(以下「資格者名簿」という。)には、おおむね、次の事項を記載するものとする。
 - ア 氏名(資格者が法人である場合は、その名称)
 - イ 主たる営業所の所在地
 - ウ 資格の種類及び必要に応じその内訳
 - エ 第2項第2号により格付をすべきこととしている資格については、その格付された等級
 - オ その他必要と認める事項
- (3) 審査担当部長等は、必要に応じ、前号の資格者名簿のほか、資格者の申請に係る事項について、関係部長等(関係の部長等(財務規則第2条第1号に規定する部長等をいう。以下同じ。)、部局長(同規則第2条第4号に規定する部局長をいう。以下同じ。))及び地方部局長(同規則第2条第5号に規定する地方部局長をいう。)をいう。以下同じ。)に周知するものとする。

4 資格の再審査

- (1) 要綱第5第1項の規定による資格の変更に関する申請は競争入札参加資格変更審査申請書(別記第11号様式その1)によらせるものとする。
- (2) 前号の競争入札参加資格変更審査申請書には、別表第3に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 第1号による申請は、審査担当部長等へ直接提出させるものとする。
- (4) 要綱第5第3項の規定による資格者又は当該資格者の資格を承継しようとする者への通知は、競争入札参加資格変更審査結果通知書(別記第12号様式)によるものとする。
- (5) 第2第2項の規定は、資格の再審査の場合について準用する。
- (6) 審査担当部長等は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該資格者をして、変更の届出をさせるものとする。
 - ア 資格者の名称又は商号に変更のあつたとき。
 - イ 資格者が法人の場合において、その代表者に変更のあつたとき。
 - ウ 資格者の住所又は電話番号に変更のあつたとき(本店及び道内の支店、営業所等に係るものに限る。)
 - エ 資格者の組織に変更のあつたとき。
 - オ 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があつたとき。
 - カ 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、造林、ボイラー等運転操作及び庁舎等消防設備保守点検に係る資格者において、法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更のあつたとき。
- (7) 前号による届出は、競争入札参加資格関係事項変更届(別記第11号様式その2)によらせるものとする。
- (8) 前号の競争入札参加資格関係事項変更届には、別表第3に掲げる書類を添付させるものとする。
- (9) 審査担当部長等は、第6号の規定により資格に関する事項の変更の届出を受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するとともに、その旨を関係部長等に通知するものとする。

第3 削除

第4 競争入札への参加排除及び資格の消滅

1 該当者の報告等

- (1) 財務規則第186条の規定による競争入札に参加させないことができる者の報告は、競争入札参加排除該当者報告書(別記第16号様式。以下「報告書」という。)によるものとする。
- (2) 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、財務規則第186条の規定による報告を受理したときは、速やかに、当該報告書を審査担当部長等に送付するものとする。
- (3) 部長等(教育長及び警察本部長を含む。)は、当該部長等の所管(財務規則第204条の19及び第204条の20の規定に基づき依頼された公有財産取得事務及び第213条の2の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総務部長、建設部長又は出納局長の所管とみなす。)に係る事項に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第2項の規定に該当す

る者があると認めるときは、前各号の例によるものとする。

2 参加排除の審査等

- (1) 審査担当部長等は、前項の規定による報告書を受領したときは、当該報告に係る事項につき、必要に応じその事実を調査確認等の上、当該報告書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。
- (2) 審査担当部長等は、前号により送付した事件につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったとき又は資格者が要綱第8第1項第3号若しくは第4号に該当したときは当該資格者の競争入札への参加の排除及び資格の消滅について知事の決定を受けるものとする。
- (3) 審査担当部長等は、要綱第8第1項第3号又は第4号の規定により資格者の資格が消滅したことにつき知事の決定があったときは、遅滞なく、その旨を競争入札参加者審査委員会に報告するものとする。

3 参加排除及び資格消滅の通知

審査担当部長等は、資格者が政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき又は前項第2号の規定による決定を受けたときは、参加排除の場合にあっては、競争入札参加排除決定通知書（別記第17号様式その1）及び競争入札参加資格消滅通知書（別記第18号様式）により、資格の消滅の場合にあっては、競争入札参加資格消滅通知書（別記第17号様式その2及び別記第18号様式）により、それぞれ資格者並びに関係部長等に対し通知するものとする。

4 参加排除及び資格消滅後における措置

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当し、要綱第8第1項の規定に基づき資格が消滅した者を、当該消滅の理由となった事項が解消するまでの間にあっては、これを随意契約の相手方としてはならないものとする。
また、工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札に参加させない旨の決定を受け、要綱第8第1項の規定に基づき資格が消滅した者を、当該決定において競争入札に参加させないこととした期間内にあっては、これを随意契約の相手方としてはならないものとする。
また、工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、当該決定の時点において現に履行中のものにあつては、この限りでない。

第5 その他

1 要綱及び要領の公表

部長等、部局長及び地方部局長は、それぞれ閲覧場所を定めて、要綱及びこの要領を公表するものとする。

2 参加排除の公表

第4第3項の規定により参加排除の通知を受けた関係部長等は、前項の閲覧場所において、遅滞なく、当該参加排除に係る競争入札参加資格消滅通知書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該参加排除の期間とする。

3 特例

部長等及び部局長は、資格に関する事務につき、要綱及びこの要領の規定により難い特別の理由があるときは、あらかじめ出納局長と協議の上、これと異なる取扱いをすることができる。

別表第 1

資格審査申請書の添付書類

1 印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借に関するもの

- (1) 申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書及び営業証明書
- (2) 申請者が個人の場合は、従業員名簿（別記第 5 号様式その 1）
- (3) 申請者が法人の場合は損益計算書、個人の場合で青色申告書を提出した者にとっては、確定申告書の写し及び損益計算書、その他の者にとっては、確定申告書の写し及び営業収支の状況が明示されている書類
- (4) 納税証明書（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
- (5) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにおいては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し
- (6) 印刷物の製造の場合は、工場内部見取図（別記第 5 号様式その 2）及び機械器具設備状況一覧表（別記第 5 号様式その 3）
- (7) 申請者が個人の場合で、第 1 号に掲げる営業証明書が発行されない場合又は発行された営業証明書に業種が記載されていない場合は、申請しようとする資格の種類に係る業種の営業を証する書類（提示書類）
- (8) 申請者が個人の場合は、従業員の賃金台帳（提示書類）

2 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識 設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事に関するもの

- (1) 建設業法第 3 条に規定する許可に係る許可通知書の写し及び許可申請書別表の写し
- (2) 経営事項審査結果通知書の写し
- (3) 第 1 号及び前号に掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面
- (4) 工事（事業）経歴書（別記第 2 号様式）
- (5) 技術者名簿（別記第 4 号様式その 1）
- (6) 競争入札参加資格審査申請書付票（別記第 6 号様式）
- (7) 申請者が個人の場合は、市区町村長が発行する身分証明書
- (8) 納税証明書（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）
- (9) 水産土木工事に関するものにおいては、前各号に掲げる書類のほか、作業船の保有を証する書類（作業船を有しない場合は添付を要しない。）

3 土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃及び造林に関するもの

- (1) 前項第 4 号から第 8 号までに掲げる書類
- (2) 土木施設物の設計に関するものにあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 7 条に規定する現況報告書の写し（建設コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (3) 建築物の設計に関するものにあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する登録に係る登録通知書の写し（登録の必要がない場合は、添付を要しない。）
- (4) 測量に関するものにあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に規定する登録に係る登録通知書の写し
- (5) 地質調査に関するものにあつては、地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 7 条に規定する現況報告書の写し（地質調査業者の登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (6) 技術資料作成に関するものにあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に規定する現況報告書の写し（補償コンサルタントの登録を受けていない場合は、添付を要しない。）
- (7) 申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本。ただし、次のアからウに掲げる場合においては、この限りでない

い。

ア 第2号、第5号又は前号に掲げる書類を添付した場合

イ 第3号に掲げる登録に係る登録申請書（登録担当行政庁の受理済印のある申請者控えをいう。）の写しを添付し、かつ、資本金の額を証する書類を提示した場合

ウ 第4号に掲げる登録に係る登録申請書（登録担当行政庁の受理済印のある申請者控えをいう。）の写しを添付した場合

(8) 前号アからウに掲げる書類の記載事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面

(9) 申請をしようとする年の1月1日の直前1年間に売上高を有していたことを証する書類及び申請者が個人の場合は従業員の賃金台帳（提示書類）

(10) 申請者が法人の場合で、商業登記簿謄本の添付を省略したもの、個人の場合で、第2号、第5号若しくは第6号に規定する登録を受けていないもの又は道路清掃若しくは造林に関するものにあつては、申請をしようとする年の1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類（提示書類）

4 情報システムの開発に関するもの

(1) 申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書

(2) 営業概要書（別記第3号様式）並びに前年及び前々年の開発システムの概要を記載した書面

(3) 申請者が法人の場合は損益計算書、貸借対照表及び利益金処分（損失処理）計算書

(4) 申請者が個人の場合で、青色申告書を提出した者にあつては、損益計算書及び資産負債調の写し、その他の者にあつては、確定申告書の写し並びに営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類

(5) 納税証明書（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）

(6) 情報処理サービス企業等台帳に関する規則（昭和47年11月17日通商産業省告示第595号）第9条に規定する登録に係る登録通知書の写し（システムサービス企業登録原簿の登録を受けていない場合は、添付を要しない。）

(7) 特定システムオペレーション企業等認定規程（平成6年7月7日通商産業省告示第418号）第4条に規定する認定証の写し（特定システムオペレーション事業を的確に行う能力がある者である旨の認定を受けていない場合は、添付を要しない。）

(8) 情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定規程（昭和56年7月20日通商産業省告示第342号）第6条に規定する認定証の写し（安全対策実施事業所の認定を受けていない場合は、添付を要しない。）

(9) 情報システムの開発についての国際標準化機構（ISO）が作成した品質システム（ISO9000シリーズ）に係る財団法人日本適合性認定協会が認定した審査登録機関が発行する登録証の写し（情報システムの開発についてのISO9000シリーズの認証を取得していない場合は、添付を要しない。）

5 庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等消防設備保守点検及びボイラー等運転操作に関するもの

(1) 申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書

(2) 技術者名簿（別記第4号様式その2）

(3) 申請者が法人の場合は損益計算書、貸借対照表及び利益金処分（損失処理）計算書

(4) 申請者が個人の場合で、青色申告書を提出した者にあつては、損益計算書及び資産負債調の写し、その他の者にあつては、確定申告書の写し並びに営業収支及び資産負債の状況が明示されている書類

(5) 納税証明書（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）

(6) 庁舎等清掃に関するものにあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12の2第1項第1号に規定する登録に係る登録証明書の写し

(7) 庁舎等警備に関するものにあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の2第2項に規定する認定証の写し、同法第5条に規定する届出書（担当行政庁の受理済印のあるものに限る。）の写し及び資格審査申請時点において当該申請者が現に行っている警備業について損害保険会社との間に損害賠償責任保険契約を締結していることを証する書面の写し

- (8) 庁舎等消防設備保守点検に関するものにあつては、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の6に規定する消防設備士免状を有する者の当該免状の写し
- (9) ボイラー等運転操作に関するものにあつては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条に規定するボイラー技士免許、ボイラー整備士免許を有する者又は同法第76条に規定するボイラー技能講習を修了したものの当該免許証又は修了証の写し並びに消防法第13条の2に規定する危険物取扱者免状を有する者の当該免状の写し
- 6 その他の資格に関すること
- (1) 申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書(物件の製造に関するものにあつては、市区町村長が発行する身分証明書及び営業証明書。)
- (2) 申請者が個人の場合で、かつ物件の製造に関するものである場合は、従業員名簿(別記第5号様式その1)
- (3) 納税証明書(道税(道が賦課徴収するものに限る。))について滞納がないこと(道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと)並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。)
- (4) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し又は証明書。ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- (5) 申請者が個人の場合で、第1号に掲げる営業証明書が発行されない場合又は発行された営業証明書に業種が記載されていない場合は、申請しようとする資格の種類に係る業種の営業を証する書類(提示書類)
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 7 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類を添付させること。
- 8 申請者が中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下「協同組合等」と総称する。)であるときは、第1項から第6項までの規定によるほか、当該組合の定款及び組合員名簿を添付させること。
- また、印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借並びにその他の資格に関するものにあつては、これらの書類のほか、当該組合の従業員名簿(別記第5号様式その1)を添付させ及び当該従業員の賃金台帳を提示させること。
- 9 前項に掲げるもののほか、協同組合等が経済産業局長から官公需の受注に係る適格組合証明を受けている場合は、適格組合であることを証する書類を添付させること。

別表第2

競争入札参加資格審査方法書

第1 共通の審査事項

1 法的適性

- (1) 参加しようとする競争入札に付される事項の性質又は目的上、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等を受けている者であること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させない者の決定を受けた後、その決定に係る期間を経過しない者、及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

2 事業の経験又は従事年数

- (1) 事業の経験又は従事年数の算出は、申請をしようとする年の1月1日を基準として行うこと。
- (2) 個人営業の者が同一業種につき法人を設立した場合は、個人営業を開始した時点からの期間を通算した年数をもつて当該法人の経験又は従事年数とみなすこと。
- (3) 企業が対等合併をした場合は、合併前における企業のうちの最低の経験又は従事年数に合併後の経験又は従事年数を加えた年数をもつて、合併後の企業の経験又は従事年数とみなすこと。
- (4) 営業の譲渡があつた場合は、その譲渡を受けた者の経験又は従事年数をもつて譲渡を受けた後における譲渡を受けた者の経験又は従事年数とする。ただし、譲渡をした者の経験又は従事年数が、譲渡を受けた者の経験又は従事年数を超えるときは、その差の2分の1に相当する期間を譲渡を受けた者の経験又は従事年数に加えた年数をもつて譲渡を受けた者の経験又は従事年数とみなすこと。

3 自己資本金

自己資本金は、払込済みの資本金の額によること。

4 従業員（職員）数

従業員数は、代表者、家族従業員等を含めた当該事業に従事するすべての者の人数によることとし、職員数は、代表者を含めない人数によること。

5 技術者数

法令の規定により免許、登録等を必要とするものにあつては、当該免許、登録等を受けている者の人数によること。

第2 共同企業体に係る審査

1 一般的適性

- (1) 共同企業体が資格者となるうとするときは、当該共同企業体の構成員のすべてが同一業種についての資格者であること。ただし、特別の事情がある場合は、異なる業種の資格者を構成員とすることができる。
- (2) その他知事が定める共同企業体としての要件を満たすものであること。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、次により行うこと。
 - ア 共同企業体の経営規模は、当該共同企業体の構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員数のそれぞれの和とする。
 - イ 共同企業体の経営状況は、当該共同企業体の構成員の経営状況の評定の平均値による。
 - ウ 共同企業体の技術力は、当該共同企業体の構成員の技術職員数値の和とする。
 - エ 共同企業体のその他の審査項目（社会性等）は、当該共同企業体の構成員のその他の審査項目の評定の平均値による。
- (2) 建設工事の場合における主観的要素の審査は、当該共同企業体の構成員の工事施工成績に係る評定数値の平均値により行うこと。

3 調整

建設工事の場合における共同企業体の格付は、当該共同企業体の結合の度合及び能力の適合性等を勘案の上、評定数値の20パーセントの範囲内において調整することができる。

第3 協同組合等に係る審査

1 一般的適性

- (1) 営業（経験又は従事）年数が、資格者たる要件を具備するものであること。ただし、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき又は協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあっては設立の際に資格者であつた者が構成員の過半数を占めているときは、営業（経験又は従事）年数の要件を要しないものとする。
- (2) 当該組合が受注及び履行管理を行うのに必要な職員（その履行に関し技術的管理を必要とするものにあつては、技術職員を含む。）を確保していること。

2 審査方法

- (1) 建設工事の場合における客観的要素の審査は、当該組合について算出した数値と当該組合の組員（上位2分の1以内の資格者又は申請者たる組員をいい、端数の生じるときは切り捨てる。）ごとに算出されたものの平均値の、いずれか有利な数値を使用すること。
- (2) 建設工事の場合における主観的要素の審査は、当該組合が前年及び前々年に施行完成した工事に係る工事施行成績により算出すること。
- (3) 建設工事に係るもの以外の場合における契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等は、それぞれ当該組合の契約実績、自己資本額、従業員（職員）数、営業（経験又は従事）年数等によること。

3 調整

建設工事の場合における協同組合等の格付は、当該組合における組員の結合の度合及び能力の適合性等を勘案の上、評定数値の20パーセントの範囲内において調整することができる。

第4 建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査

1 格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成6年6月8日建設省告示第1461号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところによるものとし、当該審査項目及び基準に基づき、客観的要素の評定数値を算出するものとする。

(2) 主観的要素の審査項目及び基準

ア 主観的要素の審査項目は、工事施行成績（北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）第4の規定により評定した工事施行成績をいう。以下同じ。）とする。

イ 主観的要素の審査基準

工事施行成績について、前年及び前々年に施行した工事に係る評定点の平均値が、次の表の評定数値のいずれかに該当するかを審査するものとする。この場合において、その平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。

評 定 点 の 平 均 値		評 定 数 値
8 5 以上		5 0
8 0 から	8 4 まで	4 0
7 5 から	7 9 まで	3 0
7 0 から	7 4 まで	2 0
6 5 から	6 9 まで	1 5
6 0 から	6 4 まで	1 0
5 5 から	5 9 まで	5
5 4 以下		0

(3) 主観的要素の評定数値

主観的要素の評定数値は、主観的要素に係る各審査項目ごとの付与点数の和とする。

2 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の評定数値と主観的要素の評定数値との和とする。

3 対応工事の予定価格

前項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。

種類 等級	一般土	舗装	鋼橋上	建築	電気	管工事	農業土	水産土	森林土
	木工事	工事	部工事	工事	工事		木工事	木工事	木工事
A	9,000 万円以上	6,000 万円以上	5,000 万円以上	1億4,000 万円以上	2,500 万円以上	3,000 万円以上	7,000 万円以上	7,000 万円以上	7,000 万円以上
B	9,000 万円未満	6,000 万円未満	5,000 万円未満	1億4,000 万円未満	2,500 万円未満	3,000 万円未満	7,000 万円未満	7,000 万円未満	7,000 万円未満
	6,000 万円以上			6,000 万円以上	700 万円以上	800 万円以上	4,000 万円以上	4,500 万円以上	4,000 万円以上
C	6,000 万円未満	/	/	6,000 万円未満	700 万円未満	800 万円未満	4,000 万円未満	4,500 万円未満	4,000 万円未満
	2,000 万円以上			3,000 万円以上	700 万円未満	800 万円未満	2,000 万円以上	1,500 万円以上	1,000 万円以上
D	2,000 万円未満	/	/	3,000 万円未満	/	/	2,000 万円未満	1,500 万円未満	1,000 万円未満

4 格付基準の作成

審査担当部長等は、格付のための総合評定数値により各申請者の格付の決定をしようとするときは、総合評定数値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び工事量等を勘案の上、格付基準を作成するものとする。この場合において審査担当部長等は、工事種類間における調整に留意しなければならない。

別表第3

競争入札参加資格変更審査申請書等の添付書類

1 競争入札参加資格変更審査申請書の添付書類

- (1) 資格者の営業について相続があつたときは、当該相続を証する書面のほか、次のアからウに定める書類
 - ア 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事に関する資格については、別表第1第2項第1号に掲げる書面
 - イ 測量に関する資格については、別表第1第3項第4号に掲げる書面
 - ウ ア及びイに掲げる資格以外の資格については、当該相続をした者に係る市区町村長が発行する身分証明書
- (2) 資格者たる企業と他の企業との合併があつたときは、合併された企業が法人の場合は当該法人の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記が未了のときは、当該合併に係る総会議事録の写し）、当該合併に係る契約書の写し並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条から第16条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則（昭和28年9月1日公正取引委員会規則第1号）第9条第1項に規定する届出受理書（以下「届出受理書」という。）の写し、個人の場合は当該合併を証する書面とともに、合併後存続し、又は新設した法人に係る別表第1に掲げる書面
- (3) 営業について譲渡があつたとき
 - ア 譲渡を受けた者が資格者たる法人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び届出受理書の写し並びに当該譲渡に関し登記を必要とするものにあつては商業登記簿謄本
 - イ 譲渡を受けた者が資格者たる個人の場合は、当該譲渡に係る契約書の写し
 - ウ 譲渡を受けた者が資格を有しない者である場合は、当該譲渡に係る契約書の写し及び届出受理書の写し並びに別表第1に掲げる書面
- (4) 協同組合等である資格者がその構成員を変更したとき
 - ア 組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面
 - イ 新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面

2 競争入札参加資格関係事項変更届の添付書類

- (1) 名称又は商号に変更のあつたときは、当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面
- (2) 法人の代表者に変更のあつたときは、当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面
- (3) 住所に変更のあつたときは、資格者が法人の場合は当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面、個人の場合は住民票の写し、営業証明書その他の当該変更を証する書面
- (4) 組織に変更のあつたときは、当該変更に係る商業登記簿謄本又は当該変更を証する書面及び知事が必要と認める書類
- (5) 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があつたときは、当該変更を証する書面
- (6) 法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更のあつたときは、技術者名簿

別記様式（最終改正 平成13年11月20日局総第538号）

別記第1号様式その1	競争入札参加資格審査申請書（物品の購入等、物品の賃貸借）
別記第1号様式その2	競争入札参加資格審査申請書（建設工事等）
別記第1号様式その3	競争入札参加資格審査申請書（林産物売払い、林産物製品生産）
別記第1号様式その4	競争入札参加資格審査申請書（船舶）
別記第1号様式その5	競争入札参加資格審査申請書（物件の製造）
別記第1号様式その6	競争入札参加資格審査申請書（林産加工製品の売払い）
別記第1号様式その7	競争入札参加資格審査申請書（情報システムの開発）
別記第1号様式その8	競争入札参加資格審査申請書（庁舎等清掃）
別記第1号様式その9	競争入札参加資格審査申請書（庁舎等警備）
別記第1号様式その10	競争入札参加資格審査申請書（庁舎等消防設備保守点検）
別記第1号様式その11	競争入札参加資格審査申請書（ボイラー等運転操作）
別記第2号様式	工事（事業）経歴書
別記第3号様式	営業概要書
別記第4号様式その1	技術者名簿
別記第4号様式その2	技術者名簿
別記第5号様式その1	従業員名簿
別記第5号様式その2	工場内部見取図
別記第5号様式その3	機械器具設備状況一覧表
別記第6号様式	競争入札参加資格審査申請書付票
別記第7号様式	削除
別記第8号様式その1	競争入札参加資格審査申請書受理簿（建設工事等）
別記第8号様式その2	競争入札参加資格審査申請書受理簿
別記第9号様式	削除
別記第10号様式その1	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第10号様式その2	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第10号様式その3	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第10号様式その4	競争入札参加資格審査結果通知書
別記第11号様式その1	競争入札参加資格変更審査申請書
別記第11号様式その2	競争入札参加資格関係事項変更届
別記第12号様式	競争入札参加資格変更審査結果通知書
別記第13号様式	削除
別記第14号様式その1	削除
別記第14号様式その2	削除
別記第15号様式	削除
別記第16号様式	競争入札参加排除該当者報告書
別記第17号様式その1	競争入札参加排除決定通知書
別記第17号様式その2	競争入札参加資格消滅通知書
別記第18号様式	競争入札参加資格消滅通知書